

# 参 考



# 東京都のこれまでの取組

都は、これまで、福祉・保健・医療に関する多様な都民ニーズに応えるために、大都市特性を踏まえた独自の取組を展開してきました。

以下では、そうしたさまざまな取組のうち、

- ① 都民を支えるサービスの拡充
- ② 都民の安心・安全を守る仕組づくり

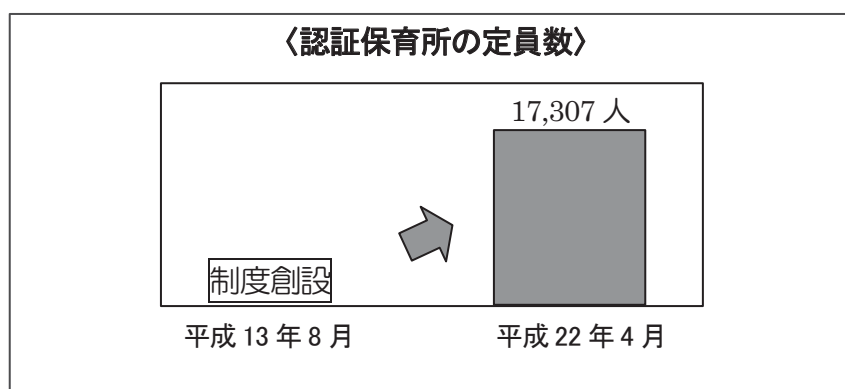
に関する主な施策について紹介します。

## I 都民を支えるサービスの拡充

### ■ 大都市特有の保育ニーズに応える「認証保育所制度」を創設

- 「送り迎えに便利な場所がいい」「残業している時間も預かって」などの都市型保育ニーズに応えるため、平成13年度、独自の認証保育所制度を創設。

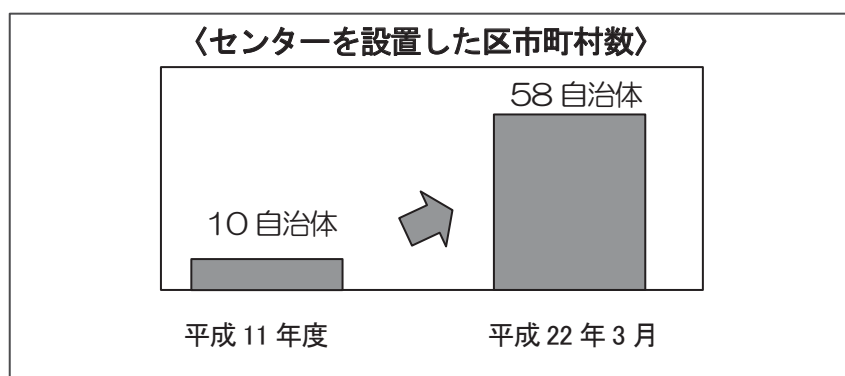
株式会社を含む多様な事業者の創意工夫ある取組は、大都市特有の保育ニーズを反映し、急速に整備が進んでいます。



## ■ 都独自の「子供家庭支援センター」を身近な区市町村に設置

- 「子供との接し方に自信がない」など、子育てに関わる相談を身近な区市町村が担う拠点として、平成7年度、独自の子供家庭支援センターを創設。平成15年度には、児童虐待への対応機能を強化した先駆型子供家庭支援センターを開始しました。

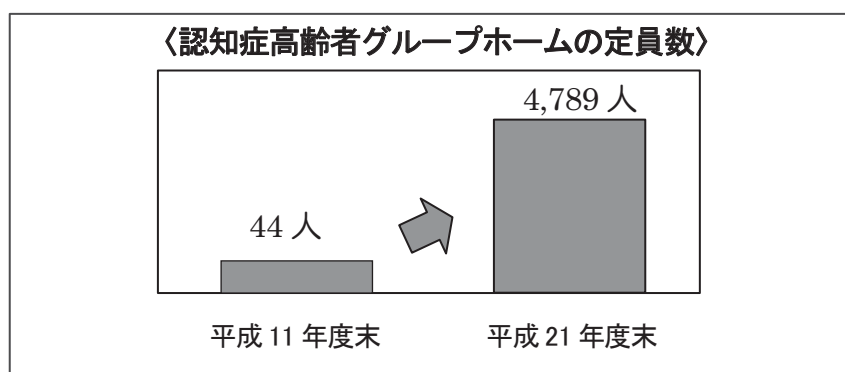
平成16年の児童福祉法改正（児童相談に関する第一義的窓口は区市町村の役割であること等を新たに規定）を先取りした取組と言えます。



## ■ 民間事業者等を活用し「認知症高齢者グループホーム」を大增設

- 認知症の高齢者が地域の中で安心して暮らすことができる住まいを確保するため、平成14年度に、当時、国が整備費補助の対象を社会福祉法人等に限定する中で、民間企業に対する都独自の整備費補助を開始。

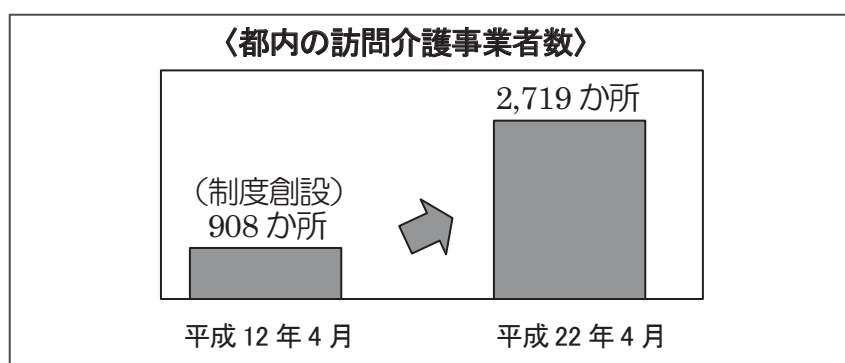
その後も、土地・建物所有者への整備費補助、重点整備地域に対する補助率の引上げ等さまざまな整備促進策を実施し、整備は大きく進むことになりました。



## ■ 介護保険の「訪問介護事業者」が大幅に増加

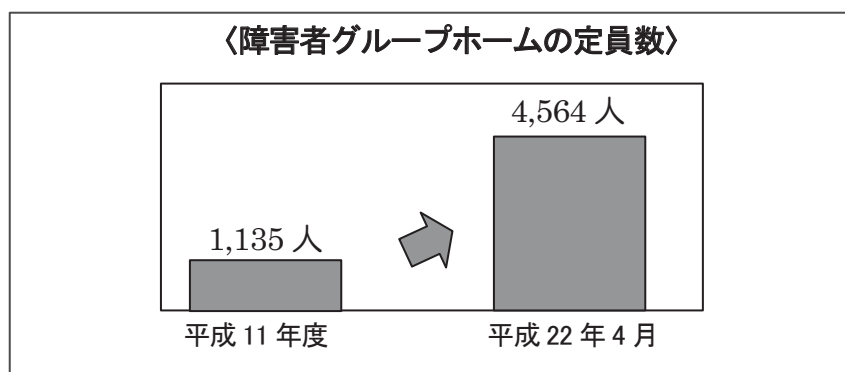
○ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が多い東京では、介護が必要になっても自宅で暮らし続けるためには、在宅サービスの充実が不可欠です。

東京では、平成12年の介護保険制度開始以降、民間企業やNPO法人の参入が相次ぎ、サービスは飛躍的に増加。特に訪問介護の充実度は全国トップクラスです。



## ■ 独自の支援策で「障害者グループホーム」を大增設

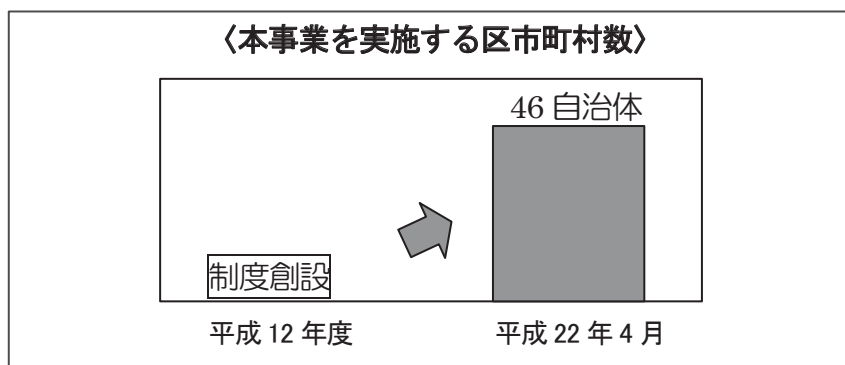
○ 障害者が多様な暮らし方を選べるよう、地域の生活の場であるグループホーム等のサービス基盤の緊急整備を実施。設置者の負担を軽減するための都独自の支援策などが功を奏し、障害者のグループホームの整備は大きく進むことになりました。



## ■ 都独自の「区市町村障害者就労支援事業」を創設

- 障害者の就労支援では、就労機会の確保だけでなく、安心して職業生活を継続できるための仕組みづくりが重要です。

都は、平成 12 年度に、職場定着などの就労支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する本事業を創設し、就労生活を総合的に支援しています。

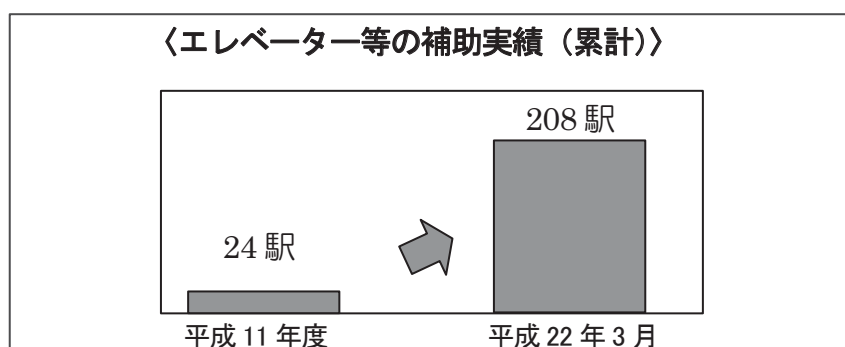
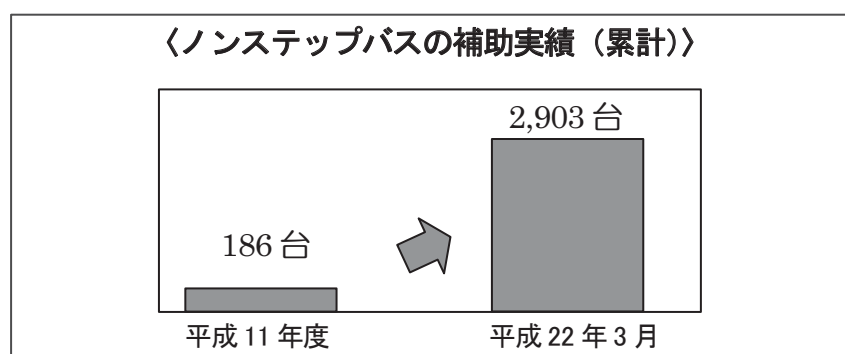


※平成 12 年度から 14 年度まではモデル実施。

## ■ だれもが安心して行動できるよう「福祉のまちづくり」を推進

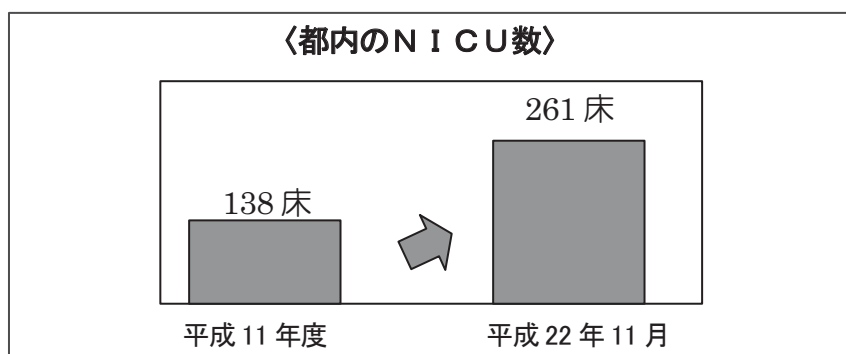
- バスの段差や駅の階段などの存在は、高齢者や障害者、あるいは小さな子供をもつ人などが、自由に行動することの妨げになっています。

都は、だれにも乗り降りしやすいノンステップバスの導入や、駅のエレベーター等の設置を支援し、全国を上回るペースでこれらの整備を進めています。



## ■ 周産期医療の提供基盤を強化 ～NICUの増床など～

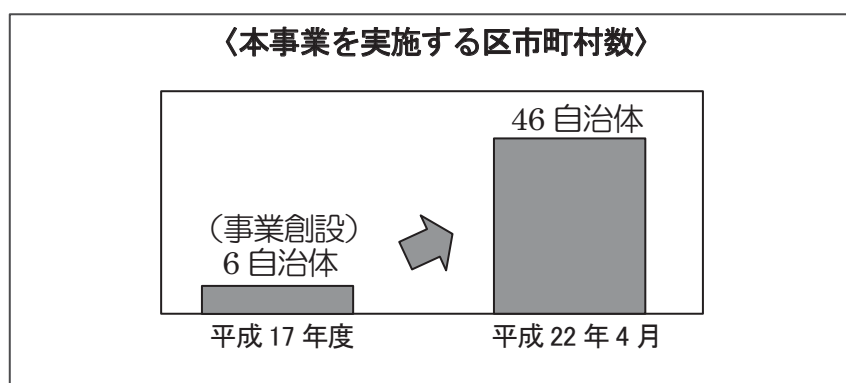
- ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を確保するため、独自の運営費補助の充実等により、周産期母子医療センターの機能強化を図るとともに、NICU（新生児集中治療管理室）の増床を促進しています。



## Ⅱ 都民の安全・安心を守る仕組みづくり

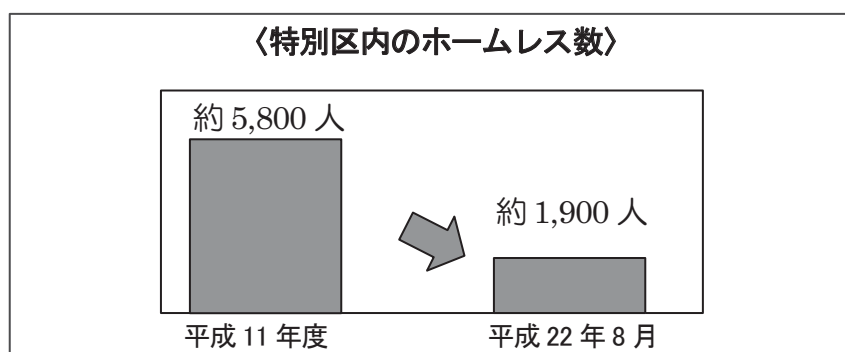
### ■ 都独自の仕組み「成年後見制度推進機関」の設置促進

- 認知症や知的障害・精神障害等により判断能力が不十分な人のための成年後見制度の普及・定着に向け、都は平成 13 年度以降、区市町村連絡会の設置や実務手引書の作成等を実施。平成 17 年度には、都独自の「成年後見活用あんしん生活創造事業」を創設し、区市町村における成年後見制度推進機関の設置・運営等を支援するとともに、社会貢献型後見人候補者の育成等に取り組んでいます。



## ■ 全国に先駆けた自立支援システムで、都内のホームレスは大幅に減少

- 産業構造の変化などの影響が先鋭的に現れる大都市にとって、ホームレス問題は大きな課題となっています。都は、特別区と共同で、平成 12 年度から独自の自立支援システムを整えるなど、ホームレス問題にいち早く対応。特別区内のホームレス数は、ピーク時（平成 11 年）の約 5,800 人から大幅に減少しています。



## ■ 救急医療の「東京ルール」を推進

- 迅速・適切な救急医療の確保に向け、以下の3つのルールからなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。この一環として、平成 21 年 8 月 31 日から、地域救急医療センターの運用を開始し、併せて救急患者受入コーディネーターの業務がスタートしました。

### 【東京ルールⅠ】 救急患者の迅速な受入れ

- ・ 地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」の整備とともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁に配置。関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築

### 【東京ルールⅡ】 トリアージの実施

- ・ 緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断するトリアージを救急の様々な場面で実施

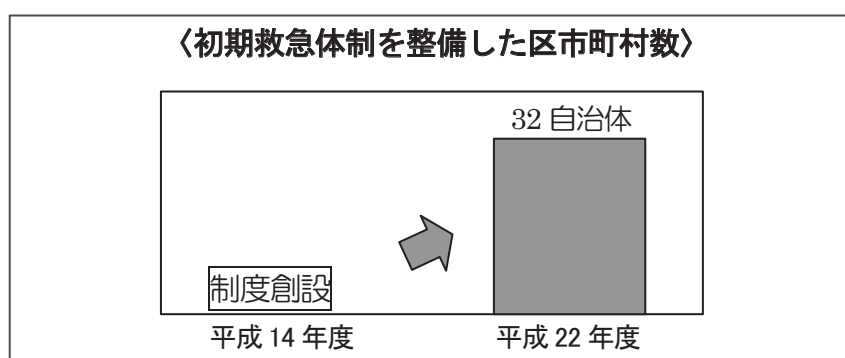
### 【東京ルールⅢ】 都民の理解と参画

- ・ 都民の大切な社会資源である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心がける。



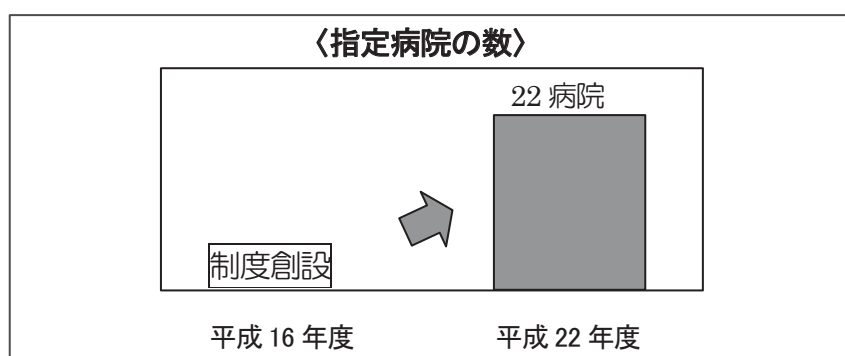
## ■ 小児救急医療体制を体系的に整備 ～軽症から重篤患者まで～

- 子供の病気への不安等から、軽症の小児患者が大病院に集中する事態が生じています。限られた医療資源を有効に活用するため、区市町村が実施する初期救急（軽症）への独自支援を行うほか、平成 22 年度には、重篤な小児救急患者を迅速に受け入れる「こども救命センター」を創設するなど、体系的な整備を進めています。



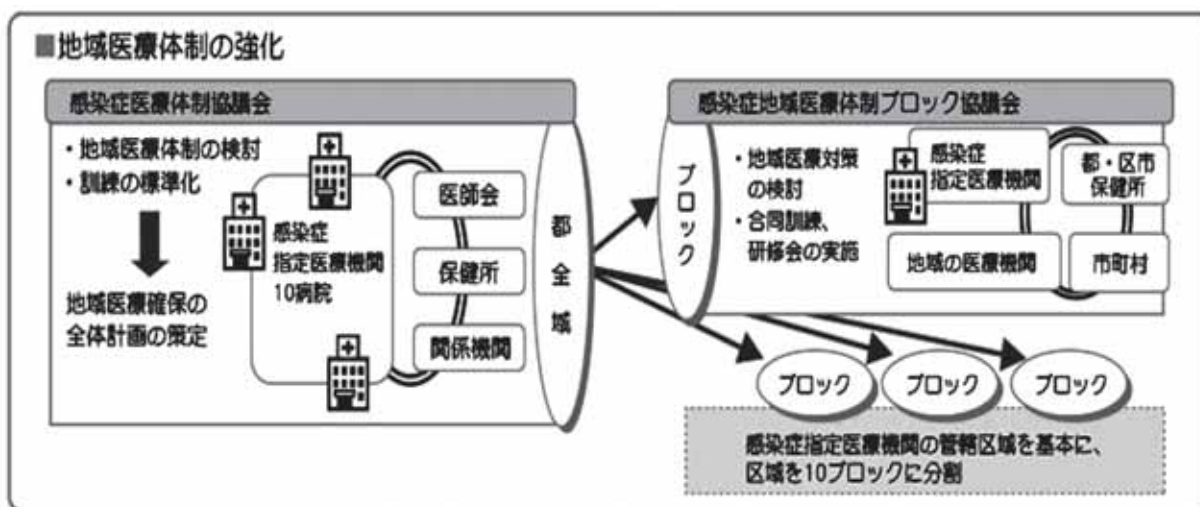
## ■ 災害医療派遣チーム「東京DMAT」を創設

- 人や物が集積する大都市東京では、一度災害が起きた場合、大きなダメージが生じることが予想され、これらの災害を想定した体制を整備する必要があります。  
都は、平成 16 年度に、専門的なトレーニングを受けた医師・看護師からなる「災害医療派遣チーム（東京DMAT）」を編成し、災害への対応力の向上を図っています。



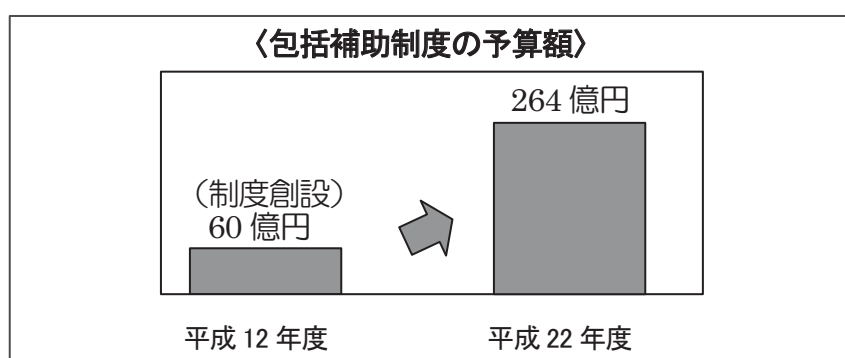
## ■ 新型インフルエンザへの備え ～地域医療体制の強化～

- 保健所や医師会等の関係機関と連携し、国内発生期以降を想定した地域医療体制を強化。都レベルでは「感染症医療体制協議会」を設置し、全体計画の策定を行います。より身近な地域レベルでは、感染症指定医療機関の管轄区域を基本とした10か所のブロックごとに「感染症地域医療体制ブロック協議会」を設置し、地域の実情に合わせた医療提供体制の確保を図ります。



## ■ 区市町村に対する「包括補助制度」を全ての分野で実施

- 区市町村が地域の実情に応じて、創意工夫ある施策が展開できるよう、平成12年度、独自の包括補助制度として「福祉改革推進事業」「高齢者いきいき事業」を創設。その後、平成21年度には、福祉・保健・医療の全分野を対象に「福祉保健区市町村包括補助事業」に整理統合しました。



## 都立施設改革におけるこれまでの取組

都立施設改革におけるこれまでの取組は以下のとおりです。

### (民間移譲した施設) [23 施設]

年度	種 別	施 設 名
16	養護老人ホーム 知的障害者更生施設	吉祥寺老人ホーム、大森老人ホーム 調布福祉園
17	心身障害者福祉作業所	調布福祉作業所
18	知的障害者更生施設 心身障害者生活実習所 心身障害者福祉作業所 児童養護施設	町田福祉園、練馬福祉園 府中生活実習所、東村山生活実習所、町田生 活実習所、昭島生活実習所 立川福祉作業所 中井児童学園
19	知的障害者更生施設 心身障害者生活実習所 心身障害者福祉作業所 児童養護施設	日の出福祉園 小金井生活実習所、八王子生活実習所 武蔵野福祉作業所、青梅福祉作業所、八王子 福祉作業所 伊豆長岡学園
21	知的障害者更生施設 身体障害者療護施設	小平福祉園 多摩療護園
22	児童養護施設	品川景德学園、むさしが丘学園

### (独法化した施設) [1 施設]

年度	種 別	施 設 名
21	病院	東京都健康長寿医療センター

### (廃止した施設) [7 施設]

年度	種 別	施 設 名
15	身体障害者授産施設	用賀技能開発学院
16	授産場	八王子授産場、立川授産場、武蔵野授産場、 府中授産場
17	軽費老人ホーム	むさしの園
19	養護老人ホーム	板橋老人ホーム

# 東京都では、福祉・保健・医療に関わる さまざまなキャンペーン等を実施しています

(都民の理解と支援を育むために)

- 都は、福祉・保健・医療に関わる諸課題について、都民の幅広い理解と支援を育むため、さまざまなキャンペーン等を定め、または参加するなど、積極的な普及啓発に努めています。以下では昨年の主な取組を紹介します。

期間等	キャンペーン等の内容
3月	自殺防止対策強化月間（9月にも実施） *3月には「自殺防止！東京キャンペーン」講演会等を実施
6月	東京都HIV検査・相談月間 *HIV・エイズの理解を深め、早期発見の重要性を訴える啓発活動を実施
	国際麻薬乱用撲滅デー（6/26） *「ダメ。ゼッタイ」の普及に向け、企画展示・街頭イベント等を実施
7月	夏の献血キャンペーン「愛の血液助け合い運動」 *献血への協力が減少傾向にある夏の時期、重点的なPRを展開
9月	老人週間（9/15～21） *長寿をお祝いする等の趣旨で、各種施設の無料公開・割引等を実施
	動物愛護週間（9/20～26） *命ある動物の愛護と適正な飼養の推進のため、フェスティバルを開催
10月	乳がん月間 *「ピンクリボン in 東京 2010」開催。都庁舎はピンク色にライトアップ
	臓器移植普及推進月間・骨髄バンク推進月間 *「いのちへの優しさとおもいやり」「あなたの善意」を推進する取組
	里親月間（10～11月） *養子縁組を目的としない養育家庭（ほっとファミリー）の普及
11月	児童虐待防止推進月間 *都内の民間企業・NPO・スポーツ団体などと協力し普及啓発を展開
	世界糖尿病デー（11/14） *予防や早期発見・早期治療の重要性を強くアピールする取組
	エイズ予防月間（11/16～12/15） *世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
12月	*世界エイズデー（12月1日）を中心に予防啓発キャンペーンを実施
	障害者週間（12/3～9） *「ふれあいフェスティバル」や都提供テレビ番組、セミナー等を実施

## (各種のリボン運動などへの参加)

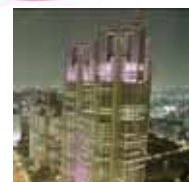
- 都は、福祉・保健・医療に関わる各種のリボン運動などに参加し、都庁舎のライトアップ等を行っています。以下の4色のリボン・サークルには、それぞれの願いが込められています。

### ■ ピンクリボン

- 乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の重要性を伝えるシンボルマークです。

(乳がん月間) 10月1日～31日

- \* 1980年代に、アメリカで、乳がんで娘を亡くした女性が「同じ悲しみを繰り返さないように」との願いを込めて、孫にピンク色のリボンを手渡したのが、運動のきっかけになったとされています。



### ■ オレンジリボン

- 児童虐待防止を目指すシンボルマークです。

(児童虐待防止推進月間) 11月1日～30日

- \* 2004年9月に、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を契機として、児童虐待防止を目指す運動が始まりました。里親の元で暮らす子供たちが、明るい未来を願って選んだ色です。



### ■ レッドリボン

- エイズに対する理解と支援の象徴です。

(東京都エイズ予防月間) 11月16日～12月15日

12月1日の世界エイズデーを中心とする1か月間

- \* アメリカでエイズが社会問題化した1980年代の終り頃から、エイズに倒れた仲間への追悼の気持ちと、エイズに対する理解と支援の意思を示すため、赤いリボンをシンボルとした運動が始まりました。



### ■ ブルーサークル

- 糖尿病の予防・治療・療養を喚起する運動のシンボルマークです。

(世界糖尿病デー) 11月14日

- \* 世界糖尿病デーは、2006年12月20日の国連総会において指定されました。国連や空を表す青(ブルー)と団結を表す輪(サークル)を表現し、「糖尿病に対して団結しよう」という願いが込められています。





(さまざまなシンボルマーク)

○ シンボルマークには、都が定めたものや法令等に基づくもののほか、関係団体が独自に提唱しているものもあります。そのうち代表的なものを紹介します。

	<p><b>□認証保育所適合証</b>          0歳児保育や13時間以上の開所を義務づけるなど、独自の基準により東京都が認証する保育施設を示すマークです。</p>
	<p><b>□赤ちゃん・ふらっとマーク</b>          乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめるよう、公共施設やデパート内などに授乳やおむつ替え等のスペースがあることを示す東京都のマークです。</p>
	<p><b>□ほっとファミリー</b>          養子縁組を目的とせず、親と一緒に暮らすことのできない子供を養育する養育家庭の愛称「ほっとファミリー」を表す東京都のマークです。</p>
	<p><b>□東京都福祉のまちづくり整備基準適合証</b>          東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合する建築物・公共交通施設等には、請求に基づき、この適合証を交付しています。</p>
	<p><b>□福祉サービス第三者評価受審済ステッカー</b>          専門的知識をもつ中立的な評価機関による福祉サービスの内容等の評価を受けた事業所に、評価を受けた目印となるステッカーを配付しています。</p>
	<p><b>□食品衛生自主管理認証制度の認証マーク</b>          食品製造業者及び飲食業者等の自主的な衛生管理を促進する東京都独自の認証を取得した施設を示すためのマークです。</p>
	<p><b>■身体障害者標識（身体障害者マーク）</b>          肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p><b>■聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）</b>          政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。</p>
	<p><b>■ほじょ犬マーク</b>          身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。</p>
	<p><b>○障害者のための国際シンボルマーク</b>          障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマークです（国際リハビリテーション協会が1969年に採択）。</p>
	<p><b>○盲人のための国際シンボルマーク</b>          世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等につけられています。</p>
	<p><b>○耳マーク</b>          聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されるマークです。</p>
	<p><b>○オストメイトマーク</b>          オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>
	<p><b>○ハート・プラスマーク</b>          心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるためのマークです。</p>

【注】 □：都が定めたもの    ■：法令等によるもの    ○：関係団体等によるもの